

第 160 期中間決算公告

平成 19 年 12 月 26 日

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行
取締役頭取 長谷川 憲 治

中間貸借対照表（平成 19 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	31,880	預 讓 渡 性 預 金	1,127,029
コ ー ル 口 一	50,800	コ ー ル マ ネ ー	3,000
商 品 有 価 証	15	借 用 金	1,962
金 銭 の 信 託	98	外 国 為 替	12,000
有 価 証 券	229,476	そ の 他 負 債	20
貸 出 金	860,897	退 職 給 付 引 当 金	5,408
外 国 為 替	507	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	487
そ の 他 資 産	8,563	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	262
有 形 固 定 資 産	20,895	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,192
無 形 固 定 資 産	3,482	支 払 承 諾	3,261
繰 延 税 金 資 産	5,584		11,586
支 払 承 諾 見 込 金	11,586	負 債 の 部 合 計	1,168,210
貸 倒 引 当 金	△19,775	（ 純 資 産 の 部 ）	
投 資 損 失 引 当 金	△ 15	資 本 金	7,700
		資 本 剰 余 金	21,165
		資 本 準 備 金	5,641
		そ の 他 資 本 剰 余 金	15,524
		利 益 剰 余 金	10,882
		利 益 準 備 金	2,058
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,823
		別 途 積 立 金	8,430
		繰 越 利 益 剰 余 金	393
		株 主 資 本 合 計	39,748
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 8,503
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 3
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,545
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,961
		純 資 産 の 部 合 計	35,786
資 産 の 部 合 計	1,203,996	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,203,996

- (注)
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
動 産	3年～6年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対象表等に与える影響は軽微であります。
 7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
 8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,016百万円であります。
 10. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生年度において全額費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年から13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（3,518百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、業種別監査委員会報告第24号）という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約毎に有効性の評価をしております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
17. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が適用されることに伴い、当中間期から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。また、睡眠預金に係る利益計上は、従来、中間期末日に時効が到来した預金残高から、下期における払戻額を除いた差額を下期にその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、睡眠預金払戻損失引当金の計上に伴い、下期における払戻額を含む払戻損失見込額をその他経常費用に計上することになったことに伴い、当期から中間期末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法に変更しております。

これらにより、従来の方法に比べ経常利益が2,952百万円増加し、経常費用が2,536百万円増加し、経常利益が416百万円増加しております。また、特別損失が655百万円増加し、税引前当期純損失は240百万円増加しております。

18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 552百万円

19. 関係会社の株式総額 65 百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 18,059 百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,054 百万円
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,904 百万円、延滞債権額は 50,262 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 289 百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,996 百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 69,451 百万円であります。
- なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、900 百万円であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 17,985 百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|------|------------|
| 有価証券 | 13,537 百万円 |
| その他 | 5 百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|----|-----------|
| 預金 | 1,051 百万円 |
|----|-----------|
- 上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券 36,171 百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は 982 百万円であります。
29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳及び第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,658 百万円

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 12,000 百万円が含まれております。
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 9,000 百万円であります。
32. 1 株当たりの純資産額 562 円 43 銭
33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価(百万円)	差 額 (百万円)
地方債	8,177	8,224	47
その他	17,072	16,871	△ 201
合計	25,249	25,095	△ 154

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,057	11,454	△1,603
債券	180,792	174,212	△6,579
国債	153,880	147,511	△6,368
地方債	842	842	△ 0
社債	26,069	25,859	△ 210
その他	8,305	7,984	△ 320
合計	202,155	193,651	△8,503

なお、上記の評価差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について 210 百万円減損処理を行っております。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について中間期末日における時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上 50%未満の下落

率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

34. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場国内債券	1,530
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	20 45
その他有価証券 非上場株式 非上場国内債券	1,508 7,470

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	当中間期の損益に含ま れた評価差額(百万円)
運用目的の 金銭信託	98	—

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,691百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,527百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	4,283	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	8,842	
その他有価証券評価差額	3,438	
減価償却の償却超過額	329	
退職給付引当金損金算入限度超過額	197	
睡眠預金払戻損失引当金損金算入限度超過額	1,291	
減損損失否認額	284	
その他	<u>422</u>	

繰延税金資産小計	19,088
評価性引当額	<u>△13,104</u>
繰延税金資産合計	5,983
繰延税金負債	
前払年金費用	△395
特別償却準備金	<u>△ 3</u>
繰延税金負債合計	△398
繰延税金資産の純額	<u>5,584</u> 百万円

38. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月11日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

中間損益計算書

〔平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	16,266
資金運用収益	10,833
(うち貸出金利息)	(9,550)
(うち有価証券利息配当金)	(1,139)
役員取引等収益	1,899
その他業務収益	113
その他経常収益	<u>3,420</u>
経常費用	15,736
資金調達費用	1,732
(うち預金利息)	(1,396)
役員取引等費用	797
その他業務費用	28
営業経費	9,040
その他経常費用	<u>4,136</u>
経常利益	530
特別利益	192
特別損失	<u>1,142</u>
税引前中間純損失	419
法人税、住民税及び事業税	19
法人税等調整額	<u>△ 98</u>
中間純損失	<u>341</u>

- (注)
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり中間純損失金額 5円36銭
 3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額490百万円、株式等償却319百万円及び貸出金償却163百万円を含んでおります。
 4. 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	金 額
廃止予定店舗	土地・建物	山形県内	421
	土地・建物	東京都内	8
	土地・建物	福島県内	0
計			429

上記の資産については、売却を予定しているため、減損損失を認識いたしました。

営業店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、廃止予定店舗は、各資産を最小単位としております。本部、地区本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価格であります。正味売却価格は「不動産鑑定評価書」に基づいて算定しております。

1 中間連結財務諸表の作成方針

1 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 2社

主要な会社名

山形ビジネスサービス株式会社

株式会社エス・ワイコンピューターサービス

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

主要な会社名

きらやかキャピタル株式会社

株式会社東北バンキングシステムズ

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

② 持分法適用関連会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	31,880	預 金	1,126,990
コールローン及び買入手形	50,800	譲 渡 性 預 金	3,000
商 品 有 価 証 券	15	コールマネー及び売渡手形	1,962
金 銭 の 信 託	98	借 用 金	12,000
有 価 証 券	229,462	外 国 為 替	20
貸 出 金	860,211	そ の 他 負 債	5,381
外 国 為 替	507	退 職 給 付 引 当 金	498
そ の 他 資 産	8,566	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	263
有 形 固 定 資 産	21,119	特 別 法 上 の 引 当 金	3,192
無 形 固 定 資 産	3,484	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,261
繰 延 税 金 資 産	5,594	支 払 承 諾	11,586
支 払 承 諾 見 返	11,586	負 債 の 部 合 計	1,168,157
貸 倒 引 当 金	△19,581	（ 純 資 産 の 部 ）	
投 資 損 失 引 当 金	△15	資 本 金	7,700
		資 本 剰 余 金	21,165
		利 益 剰 余 金	10,658
		株 主 資 本 合 計	39,523
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△8,494
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,545
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△3,952
		純 資 産 の 部 合 計	35,571
資 産 の 部 合 計	1,203,729	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,203,729

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
動産	3年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）及びリース期間定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ23百万円減少しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 7. 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,016百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
 10. 連結子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
 11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による費用処理又は発生年度において全額費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年から13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（3,518百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 当行及び国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに有効性の評価をしております。
15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
17. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。
(会計方針の変更)
利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。また、睡眠預金に係る利益計上は、従来、中間連結会計期間末日に時効が到来した預金残高から、下期における払戻額を除いた差額を下期にその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、睡眠預金払戻損失引当金の計上に伴い、下期における払戻額を含む払戻損失見込額をその他経常費用に経常費用に計上することになったことに伴い、当中間連結会計期間から中間連結会計期間末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法に変更しております。
これらにより、従来の方法に比べ経常利益が2,952百万円増加し、経常費用が2,536百万円増加し、経常収益が416百万円増加しております。また、特別損失が655百万円増加し、税金等調整前中間純利益は、240百万円減少しております。
18. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額は552百万円であります。
19. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く）は52百万円であります。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は18,059百万円であります。
21. 有形固定資産の圧縮記帳額は2,054百万円であります。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,455百万円、延滞債権額は50,262百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は289百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,996百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,002百万円であります。
なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、900百万円であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,985百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	13,537百万円
その他	5百万円

担保資産に対応する債務	
預金	1,051百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,171百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は982百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,658百万円

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,000百万円であります。

32. 1株当たりの純資産額は559円4銭であります。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。34. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価（百万円）	差 額（百万円）
社 債	8,177	8,224	47
その他	17,072	16,871	△201
合 計	25,249	25,095	△154

その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原 価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評 価 差 額 （百万円）
株式	13,057	11,454	△1,603
債券	180,792	174,212	△6,579
国債	153,880	147,511	△6,368
地方債	842	842	△0
社債	26,069	25,859	△210
その他	8,305	7,984	△320
合計	202,155	193,651	△8,503

34. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非公募事業債	1,530
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,508
非公募転換社債	7,470

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	当中間期の損益に含ま れた評価差額(百万円)
運用目的の 金銭の信託	98	—

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は91,691百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,527百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

中間連結損益計算書

〔平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	16,301
資金運用収益	10,825
(うち貸出金利息)	(9,546)
(うち有価証券利息配当金)	(1,136)
役員取引等収益	1,934
その他業務収益	113
その他経常収益	3,428
経常費用	15,526
資金調達費用	1,734
(うち預金利息)	(1,418)
役員取引等費用	803
その他業務費用	28
営業経費用	9,115
その他経常費用	3,843
経常利益	775
特別利益	354
特別損失	1,476
税金等調整前中間純損失	346
法人税、住民税及び事業税	20
法人税等調整額	△90
中間純損失	276

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純損失金額は4円34銭であります。
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額296百万円、株式等償却249百万円、貸出金償却163百万円、を含んでおります。
4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	金 額
店 舗	土 地	山形県	303
店 舗	建 物	山形県	118
店 舗	建 物	東京都	8
店 舗	建 物	福島県	0
事 務 所	土 地	山形県	36
事 務 所	建 物	山形県	14
合 計			480

上記の資産については、使用目的を変更すること及び使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上しております。

営業店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループエリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。